

### (3)サービス購入料C

#### ア サービス購入料 C-1

発注者は、サービス購入料 C-1 について、四半期（3か月）分を1回とし（初回支払は令和 10 年4月、5月、6月の3か月分、最終回支払は令和 25 年1月、2月、3月の3か月分とする。）、60回にわたって支払う。

事業者は、各四半期最終月の翌月 15 日までに「四半期報」を発注者に提出する。発注者は、「四半期報」受領日から 14 日以内に、事業者に対して「業務確認結果」を通知する。事業者は、当該通知受領後、速やかに直前の四半期に相当するサービス購入料 C-1 の支払請求書を発注者に提出する。

発注者は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対してサービス購入料 C-1 を支払う。

なお、サービス購入料 C-1 に係る消費税については、サービス購入料 C-1 の支払時に支払う。

#### イ サービス購入料 C-2

発注者は、サービス購入料 C-2 について、提案された「長期修繕計画」および「計画修繕業務計画書」に基づき、提案された項目ごとに、実施した修繕・更新業務の費用を支払う。

事業者は、入札時に提案した「長期修繕計画書」に基づき、翌年度に実施する計画修繕に関する「計画修繕業務計画書」を前年度の9月末日までに発注者へ提出し、発注者の承諾を得ること。

事業者は、上記業務計画書において、業務項目ごとに、その実施内容、実施時期、金額等を記載するものとする。また、当該業務計画書に記載の内容が、入札時の提案内容から変更となる場合、事業者は発注者に変更する理由について説明を行い、発注者の承諾を得るものとする。ただし、計画修繕の事業期間全体の金額各修繕項目の金額の上限は提案時の金額を上限とする。

事業者は、当該修繕・更新業務の完了日が属する四半期の最終月の翌月（7月・10月・1月・4月）15日までに「四半期報」を発注者に提出する。発注者は、「四半期報」受領日から 14 日以内に、事業者に対して「業務確認結果」を通知する。事業者は、当該通知受領後、速やかに直前の四半期に実施した業務に相当する対価の請求書を提出する。

発注者は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対してサービス購入料 C-2 を支払う。

ただし、事業者が各年度の「計画修繕業務計画書」に基づく業務について当該業務計画書に記載のとおり実施しなかった場合、発注者は、当該年度の対価について、上記業務計画書に記載される各業務項目の金額等に基づき、未実施の業務項目に対応する減額措置を講じることができる。

なお、サービス購入料 C-2 に係る消費税については、サービス購入料 C-2 の支払時に支払う。